

令和5年度

防災行政無線親局
遠隔制御装置更新工事

特記仕様書

おいらせ町 中下田 外 地内

おいらせ町

目 次

第1編 共通事項

第1章	総則	1-1
	1 適用範囲	
	2 目的	
	3 適用規格等	
第2章	工事内容	1-2
	1 工事内容	
	2 工事場所	
	3 工期	
	4 工事概要	
	5 機器製作数量	
	6 工事数量	
	7 施工範囲	
第3章	工事用電力等	1-3
第4章	補償	1-3
第5章	貸与資料	1-3
	1 支給品	
	2 貸与資料	
第6章	提出書類	1-3
	1 承諾図書	
	2 完成図書等	
	3 その他の提出書類	
第7章	設計	1-5
	1 設計一般	
	2 一般機能条件	
	3 設置条件	
	4 銘板及び表示等	
第8章	試験及び検査	1-6
	1 一般	
	2 中間（工場）検査	
	3 現場（完成）検査	
	4 試運転	
	5 教育指導	
	6 施工管理	

第9章	据付工事等	1-7
	1 一般		
	2 輸送及び搬入		
	3 据付		
	4 撤去及び処分		
	5 大規模な地震への対応		
第10章	契約（仕様）変更	1-9
第11章	個人情報保護及び機密の保持	1-9
	1 各種データの取扱い		
	2 セキュリティ対策		
第12章	その他	1-10
	1 定めなき事項等		
	2 作業日報等の整理		
	3 契約不適合責任		
	4 運用支援		
	5 特許権等の処理		
	6 混信等の対策		
	7 CORINSのデータ入力		
	8 青森県産業廃棄物の処理		

第2編 同報系親局設備

第1章	概要	2-1
第2章			
第3章	機器仕様	2-1
	1 機器仕様		
	(1) B型遠隔制御装置		

第1編 共通事項

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、おいらせ町（以下「発注者」という。）が発注する「防災行政無線親局遠隔制御装置更新工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

なお、本仕様書は、発注者が求める機能及び運用等について記載したものであり、特定メーカーの機能等を指定するものではない。

よって、本仕様書に記載する機能を同等以上で実現することを妨げるものではない。

2 目的

本工事は、災害情報の伝達及び収集を迅速、かつ、的確に行うために、既設防災行政無線施設の親局設備及び向山中継局の機器を更新することを目的とする。

3 適用規格等

本工事の設備の設計、製作及び施工等に当たっては、本仕様書に定めるほか、次に掲げる法令、規格、基準等を順守並びに準拠するものとする。

なお、これらの適用を受けないものであっても、他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- (1) 電波法令及び同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 建築基準法及び同法関係規則
- (4) 建設業法及び同法関係規則
- (5) 労働安全衛生法及び同法関係規則
- (6) 個人情報保護法
- (7) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (8) 日本産業規格（J I S）
- (9) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (10) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (11) 日本電線工業会規格（J C S）
- (12) 電池工業会規格（S B A）
- (13) 内線規程（最新版）
- (14) 市町村デジタル同報通信システム標準規格（A R I B S T D - T 8 6）
- (15) Jアラート同報無線自動起動装置仕様書 第3.1版及び第3.2版（総務省消防庁）
- (16) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (17) 雷害対策設計施工要領（案）・同解説（最新版）
- (18) 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）
- (19) 建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル（最新版）
- (20) おいらせ町地域防災計画

(21) その他関連基準及び規格等

第2章 工事内容

1 工事内容

本工事は、電気通信工事であり、施工にあたっては、工事請負契約書、工事請負契約標準約款及び質問回答書（以下「契約書」という。）、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集「電気通信設備工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）並びに青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」に基づいて実施するものとし、契約時における最新版とする。

なお、契約書、共通仕様書及び土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本仕様書を優先するものとする。

2 工事場所

工事場所は、次のとおりとする。

おいらせ町 中下田 外 地内

3 工期

契約締結日の翌日から令和6年12月10日まで

4 工事概要

本工事の工事概要については、次のとおりとする。

同報系遠隔制御装置の設置 1台

5 機器製作数量

機器製作数量は、B型遠隔制御装置 1台

6 工事数量

工事数量は、B型遠隔制御装置の設置 1式

7 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、本仕様書に示す設備の設計、開発、製作、輸送、据付、総合調整及び各試験までの全般にわたり、着工から完成引渡し後、契約不適合責任期間最終日までの一切の事項とする。

(2) システムの機器構成や仕様の詳細については、社団法人電波産業会（ARIB）の標準規格を満足するとともに、発注者が必要とする機能や運用方法について明記したものであり、受注者の責任において必ず実現するものとする。

(3) 本工事の施工にあたり、受電設備に変更が必要な場合には、本工事に全て含むものとする。

(4) 本工事における仮移設運用の手法については、協議により決定するが、それらに要する費用は受注者の負担とする。

(5) 受注者は、本工事において、発注者が行う諸手続に必要な一切の書類の作成及び関係機関等に提出を行うものとする。

また、それらに要する費用は、受注者の負担とする。

なお、受注者の負担を要する期間は、令和6年12月10日までとする。

(6) 受注者は、「無線局申請書作成」について、電波法（施行規則等含む。）に基づき東北総合通信局へ申請する無線局申請書を作成し、監督員の確認を受けた後、東北総合通信局へ提出するものとする。

なお、申請時期及び紙申請・インターネット申請の別については、監督員と協議によるものとする。

(7) 受注者は、無線局の申請または変更手続きは、東北総合通信局と協議のうえ、無線局免許手続規則（昭和 25 年規則第 15 号）に基づき遅滞なく行うための技術支援等を行うこと。また、無線局の調整、試験、測定は、登録点検事業者等規則（平成 9 年省令第 76 号）に基づき行うこと。

(8) 本工事に使用する機器・材料等は、全て新品であり、製造年月が機器承諾後に製造されたものであること。

(9) 本工事は、「受注者希望型」の週休 2 日確保工事であり、受注者が週休 2 日の確保に取り組む場合には、工事着手前に監督職員と協議すること。

なお、週休 2 日の確保に取り組んだ場合には、精算変更時に現場閉所率に応じた工事費の補正等を行う。

第 3 章 工事用電力

設備の維持、据付工事、試運転、調整及び検査に要する電力は、受注者の負担とする。

第 4 章 補償

既設庁舎、構造物、機器等及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

第 5 章 貸与資料

1 支給品

なし

2 貸与資料

本工事の整備において、必要となる資料は貸与とする。

第 6 章 提出書類

1 承諾図書

受注者は、承諾図書について、契約締結後、現場調査及び工事設計を行った上で作成し、監督員の承諾を受けるものとする。また、監督員の承諾を受けた後でなければ本工事に着手して

はならない。

承諾図書は3部（1部を発注者・1部を施工監理・承諾後1部を返却）とし、提出期日は、第1回施工打合せ後1か月以内とし、内容については、次のとおりとする。

- (1) 製作仕様書
- (2) 施工図
- (3) 全体系統図
- (4) 使用材料（J I S及び工場検査で合格とみなされた製品）
- (5) 購入品一覧表（製品名、会社名等）
- (6) その他必要書類

2 完成図書等

受注者は、施工完了後、次に示す図書を一括ファイルとしたものを完成図書とし、発注者に提出しなければならない。

なお、完成図書は3部（2部を発注者・1部を施工監理）とし、内容については、次のとおりとする。また、電子データ2枚（1枚を発注者・1枚を施工監理）も合わせて提出すること。

- (1) 機能仕様書
- (2) 完成図
- (3) 試験成績書
- (4) 取扱説明書及び保守要領書
- (5) 購入品一覧表（製品名、会社名等）
- (6) 施工管理記録（工事写真含む。）
- (7) 関係官公署等に行った諸手続一切の書類（写し含む。）
- (8) その他必要書類

3 その他の提出書類

契約書及び共通仕様書に基づいて提出する書類は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|----|----------------|
| (1) 工事着工・現場代理人届 | 1部 | (契約締結の日から7日以内) |
| (2) 工程表 | 1部 | (契約締結後5日以内) |
| (3) 施工体制台帳・施工体系図 | 2部 | (契約締結後速やかに) |
| (4) 下請負人・再下請負通知書 | 2部 | (下請負契約締結後速やかに) |
| (5) 実務経験証明書 | 1部 | (着手時) |
| (6) 履行報告書 | 2部 | (毎月1回監督員の指定日) |
| (7) 機器・材料検査願 | 1部 | (必要の都度) |
| (8) 確認・立会い願 | 1部 | (必要の都度) |
| (9) 機器・材料確認書 | 1部 | (必要の都度) |
| (10) 確認・立会い書 | 1部 | (必要の都度) |
| (11) 貸与品借用書 | 1部 | (引渡しの日から7日以内) |
| (12) 工事完成届 | 1部 | (工事完成日から5日以内) |
| (13) 引渡書 | 1部 | (工事完了検査合格後) |

- | | | |
|------------------------------------|----|------------------------------|
| (14) 請負工事代金請求書 | 1部 | (工事完了検査合格後) |
| (15) CORINS工事カルテ受領書 | 1部 | (工事カルテ受領書が返送されたら速やかに) |
| (16) 施工計画書 | 3部 | (着工前及び必要の都度) |
| (17) 材料試験成績表 | 1部 | (工事完了の日から5日以内及び必要の都度) |
| (18) 工事写真(工事写真全部・着工前・完成) | 3部 | (工事完了の日から5日以内及び必要の都度) |
| (19) 安全訓練等の実施状況 | 1部 | (工事完了の日から5日以内及び必要の都度) |
| 「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」によるものとする。 | | |
| (20) 事故報告書 | 1部 | (発生時) |
| (21) マニフェスト | 1部 | (工事完了の日から5日以内及び必要の都度) |
| マニフェスト(電子マニフェストを含む。)を提出すること。 | | |
| なお、工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること。 | | |
| (22) 建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書 | 1部 | (契約締結時又は事情がある場合は、契約締結後1か月以内) |
| (23) 工事打合簿 | 3部 | (着工前及び必要の都度) |
| (24) 再生資源利用計画(実施)書 | 3部 | (着手前) |
| (25) 再生資源利用促進計画(実施)書 | 3部 | (完了時) |

第7章 設計

1 設計一般

- (1) 設計及び開発にあたっては、関係する諸基準、規格等を順守し、一般機能条件、設置条件及びシステムの機能に即応した、安全確実なシステム設計とすること。
- (2) 設計及び開発にあたっては、発注者の要求事項(本仕様書)を十分に理解し実施すること。
なお、記載のない事項については、別途協議による

2 一般機能条件

- (1) 各装置は、信頼度の高い良質な部品、材料を用いるとともに、構成はできるだけ単純化し、信頼度の向上を図ること。
- (2) 各装置は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化が図られたものとし、重要な装置については、冗長性を持たせること。また、他の機器にあっても、ハード設計及び設置工事において、地震、津波等の災害発生を考慮した設計とし、かつ不測の事態にも対応可能な信頼性の高いシステムとすること。
- (3) 各装置の形状配置などについては、運用を考慮した設計とすること。また、誤った作業手順などにより障害を起こすおそれのある場合は、保護機能を具備すること。
- (4) 各装置の維持保守が容易に行えるよう、可能な限り、装置の構成をブロック化して互換性を図ること。

- (5) 各装置の保守管理が容易に行え、かつ、機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計とすること。
- (6) 各装置は、それぞれの用途に応じた、操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状、色調は、他の機器と調和のとれたものとする。
- (7) 誘導雷等から装置を保護するために、適切な対策を施すこと。
- (8) 屋外に設置する装置については、直射日光及び風雨害等に対しても、装置の動作に支障をきたさぬよう配慮すること。
- (9) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、平成12年法律第100号）による環境負荷の低減に努めること。

3 設置条件

(1) 周囲条件

装置の周囲条件は、次のとおりとする。ただし、OA機器等の購入品については、カタログ値に準拠するものとする。

ア 屋内設置機器

(ア) 温度 0℃～40℃程度

(イ) 湿度 20%～85%程度

イ 屋内設置機器（データ処理装置及び表示・記録用端末装置）

(ア) 温度 5℃～35℃程度

(イ) 湿度 20%～80%程度

(2) 供給電源

単相AC100V±10% 50Hz±5Hz

(3) 耐震、耐風速

屋内に設置するものは、共通仕様書第3編第3章第1節「設備耐震据付基準」を満足し、かつ震度6強程度に耐えること。また、屋外に設置するものについては、建築基準法及び建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に準拠し、風雨雪その他の異常気象下においても十分に耐える構造とすること。

4 銘板及び表示等

装置銘板については、装置名、形式名、製造番号、製造年月及び製造者名を記載するものとする。また、主要部については、銘板刻印あるいは押印等により表示を行い、回路図等と照合できる記号又は番号を付けるものとする。

特に、取扱注意を要する箇所には、その旨の表示を赤字で行うこと。

第8章 試験及び検査

1 一般

- (1) 試験及び検査は、設計図書、承諾図書により実施するものとする。

なお、諸試験を行うにあたっては、あらかじめ、試験・検査実施要領書等を作成し、監督

員と打合せの上実施するものとし、その試験・検査結果等については、報告書を作成し提出しなければならない。

(2) 試験及び検査に要する機材、測定器及び人員等は、全て受注者の負担とする。

(3) 試験及び各種検査には、必ず受注者が立会うものとする。

(4) 検査の結果、補修等の指示を受けた場合には、監督員の指定する期日までに補修等を完了し、再検査を受けるものとする。

2 中間（工場）検査

(1) 発注者の立会いのもと、製作工場において、発注者の指示する項目について動作試験を行い、その試験成績書を発注者に提出するものとする。

なお、事前に検査要領書を発注者に提出すること。

(2) 発注者の都合により当該検査を省略する場合は、製作工場において、発注者の指示する項目について動作試験を行い、その試験成績書及び状況写真等を発注者に提出するものとする。

3 現場（完成）検査

現場の検査において、共通仕様書及び本仕様書によるほか、必要な検査がある場合は、事前に監督員と打合せの上、実施するものとする。

なお、事前に検査要領書を発注者に提出すること。

4 試運転

据付工事が完了したときは、監督員立会いのもとに、試験及び試運転まで行わなければならない。

5 教育指導

受注者は、各装置の円滑な運用、また、障害等に対応するため、関係職員に対し、一定の期間、関係職員に対して運用教育及び操作訓練等を、責任を持って実施するものとする。

なお、当該教育等に係る費用は、受注者の負担とする。

6 施工管理

施工管理は、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修「電気通信設備施工管理の手引き」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」及び青森県県土整備部「土木部工事施工管理基準及び規格値」によるものとし、契約時の最新版とする。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるものとするが、あらかじめ、監督員の承諾を得なければならない。

第9章 据付工事等

1 一般

(1) 機器の配置は、承諾された設計図書に基づき、操作性、保全性及び拡張性を考慮して決めるものとする。

(2) 設計図面は、工事の概要等を示すものであり、受注者は、各種調査（現場調査等）を実施

した後、工事設計を行った上で施工図を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

なお、監督員の承諾を得た後、本工事に着手するものとする。

(3) 据付にあたっては、作業員の安全教育の徹底を図り、機材、足場等の状態及び現場の環境を点検し、人身事故及び施設損傷等の絶無を期するとともに、第三者への事故等にも万全の措置を講ずるものとする。また、所定の安全教育・訓練を行うこと。

(4) 受注者は、機器の設置位置等が変更になった場合、軽微な事項については、それに対応するものとする。

なお、これらの費用については、変更契約の対象としない。

(5) ケーブル等の屋内外配線は、ダクト、電線管、ワイヤープロテクタ等により適切に保護すること。また、庁舎壁における配管等の設置については、周辺色と同系色とすること。

(6) 本工事において、施設内（建物及び敷地内）は全て禁煙とする。

2 輸送及び搬入

機器及び材料等の輸送及び搬入にあたっては、事前に輸送計画書を監督員に提出し、十分な打合せを行わなければならない。

3 据付

(1) 本工事は、監督員の指示により施工するものとし、一方的な解釈では行わないこと。

(2) 機器等の据付にあたっては、施工図を作成の上、監督員の承諾を得るものとする。

(3) 本仕様書及び設計図面に記載又は指示のないものであっても、技術上及び機能上当然必要と認められるものについては、受注者の負担により行うものとする。

(4) 機器据付、配管、配線等の使用材料は、新品の J I S 規格品等良質なものを使用するものとする。

(5) 電線ケーブル等は、余裕のある電気的特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、過大な張力がかからないよう配線工事を行い、各機器への接続は圧着端子、コネクタ等を用いて確実強固に行うこと。

(6) 各機器（装置）間の接続ケーブル、接栓、端子等は、全て機器（装置）付属とする。

(7) 機器の据付は、防振対策及び耐震工法により施工するものとする。また、フリーアクセス床に設置する場合には、自重をかけることなく架台設置により据付を行うものとする。

(8) 機器の設置にあたり、地震時の転倒等を防止できるように耐震処理を行うこと。

(9) 機器に作用する水平力や鉛直力に応じた、適切なアンカーボルトを選定し、施工すること。

なお、アンカーボルトの選定にあたっては、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会）に基づいて行うこと。（施工前には、計算書及び全工程の写真等を提出すること。）

(10) 電源設備の負荷出力側には、必ず分電盤（ブレーカ）を設置し、容易に負荷側給電を遮断できること。

また、受電設備に変更が必要な場合には、受注者の負担により行うものとする。

4 撤去及び処分

(1) 受注者は、工事の完成に際して、発注者と十分な打合せ又は協議を行い、余剰資材残骸及び各種の仮設物の片付け、また、現場及び工事に係る部分を清掃すること。これらに要する

費用は、受注者の負担とする。

(2) 受注者は、既設設備の撤去及び搬出にあたっては、適切な手法により実施するものとする。

なお、この場合の費用については、受注者の責任において処理するものとする。

(3) 受注者は、記録媒体等の電氣的又は物理的な情報消去を確実にを行い、廃棄証明書等を提出するものとする。

なお、これらに要する費用は、全て受注者の負担とする。

5 大規模な地震への対応

(1) 工事中に地震があった場合の安全確保と対応等について、現場作業員への周知、確認を徹底すること。

(2) 工事中に地震があった場合の地震後における作業の再開及び工程管理については、地震発生後、速やかに監督員に連絡をして対応方法の指示を受けること。ただし、現場において緊急対応しなければならない状況が発生した場合や、別途明確な基準がある場合等はこの限りではない。

なお、引き続き作業を進めることとした場合は、現場の安全点検を確実に実行した後に続行すること。

第10章 契約（仕様）変更

法改正、監督官庁の指導等、やむを得ない場合を除き、本仕様書に記載されている事項についての変更は認めないものとする。ただし、法改正、監督官庁の指導等やむを得ない場合についての変更に係る部分については、具体的な理由及び根拠を示す書面を提示し、発注者の承認を得た後、変更を認めるものとする。

なお、受注者の都合により、変更が生じた場合は、契約額の変更は行わないものとする。

第11章 個人情報保護及び機密の保持

1 各種データの取扱い

(1) 本工事を施工する上で、提示された各種データは、個人情報・情報機密が含まれていることから、地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドライン及びおいらせ町個人情報保護条例を順守し、その取扱いには万全を期すること。

2 セキュリティ対策

(1) 本工事を施工する上で、第三者による情報の改ざん、漏洩等を防止するため、コンピュータウイルス・ハッカー等の不法侵入及び攻撃等に関するセキュリティ対策並びにネットワーク対策に万全を期すること。

なお、ウイルス対策ソフトを使用する場合は、常に最新の定義ファイルを保持できるようにすること。

(2) 専用線等の全ての回線は、セキュリティに十分考慮し、セキュリティを担保できる設計と

すること。

第12章 その他

1 定めなき事項等

- (1) 契約書、本仕様書及び設計図面に示されていない事項であっても、構造・機能・システム構成上又は、製作・据付・調整上、当然必要と認められる事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) 本工事の施工にあたり、記載又は指定の無い金具・接続用ケーブル・部材等は、全て機器（装置等）の付属とし、受注者において処理するものとする。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めなき事項又は本工事の施工にあたり、疑義が生じた場合には、必要に応じて、監督員と協議するものとする。
- (4) 受注者は、工事契約期間中はもとより、完成引渡し後であっても、発注者が国又は県の検査対象となった場合には、発注者に協力すること。

なお、この場合、受注者においての費用については、受注者の責任において処理するものとする。

2 作業日報等の整理

受注者は、作業日報及び資材伝票等について、監督員に提出を求められた場合は、速やかに提出できるように常に整理しておくこと。また、工事完成後には、監督員に取りまとめの上で提出すること。

3 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任期間に設計、製作の不備に起因すると判断される故障等が生じた場合は、天災等明らかに受注者の責に期することが不都合とされる場合を除き、速やかに、かつ、無償で修理又は取替えを行うものとする。ただし、受注者の故意又は重大な過失によって生じた場合の期間については、この限りではない。
- (2) 契約不適合責任期間終了後でも、明らかに設計、製作の不備に起因すると判断される故障等が生じた場合は、無償で修理又は取替えを行うものとする。
- (3) 契約不適合責任期間については、工事目的物については、工事完了引渡し後2か年、設備機器本体等については、工事完了引渡し後1か年とする。

4 運用支援

受注者は、運用後において、各装置の円滑な運用を図るため、関係職員に対する運用教育、訓練支援及び運用支援を行うこと。

なお、当該教育等に係る費用は、受注者の負担とする。

5 特許権等の処理

受注者は、本工事に関し、特許権、実用新案権又は意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき、保護される第三者の権利の対象となっている材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

6 混信等の対策

本工事の施工にあたり、混信等の問題が発生し、調査、改善等の必要がある場合は、監督官庁の指導及び発注者の指示を受け、受注者の責任において処理するものとする。また、マルチパス及び通話品質等についても、同様とする。

7 CORINSのデータ入力

- (1) 工事請負金額が500万円以上の工事については、「登録のための確認のお願い」を受注者が作成するものとし、監督員の確認を受けた後、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（フロッピーディスク等）に基づき、登録機関へ登録申請するものとする。
- (2) 登録機関への登録期限は、契約締結後及び完成後、それぞれ10日以内とする。登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員へ提示するものとする。
- (3) 工事カルテは、受注・変更・完成・訂正の都度に登録を行うこと。

8 青森県産業廃棄物の処理

- (1) 本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち、鉄屑等の売却が可能なものについては、発注者が別途指示をする。
- (2) 本工事に伴って生ずる産業廃棄物のうち、最終処分場（中間処理施設経由を含む。）に搬入する産業廃棄物がある場合は、青森県産業廃棄物税が課税されるので、受注者において適正に処理すること。
- (3) 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を順守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
- (4) 受注者は、産業廃棄物の処理の過程について、全て写真撮影を行うこと。

第2編 同報系親局設備

第1章 概要

1 概要

同報系親局設備のうち、遠隔制御装置を更新するものとする。

また、別発注防災行政無線親局等更新工事で更新する操作卓と接続ができるものとする。

第2章 機器仕様

遠隔制御装置の機器仕様は、次のとおりとする。

1 機器仕様

(1) B型遠隔制御装置

本装置は、次の仕様を満足すること。

ア 操作卓の遠隔制御ができ、屋外拡声子局設備、戸別受信機設備に対して、緊急一括放送、一括放送、グループ放送が行えること。

イ 表示項目は、電源、通報可、呼出中、試験中、話中、統制中等とすること。

ウ 自動サイレンパターン（7種類以上）の送出ができること。

また、手動によるサイレン放送も可能であり、サイレンボタンの押下中はサイレンの連続吹鳴が可能であること。

エ 停電時にも内蔵バッテリーや別置きバッテリーにより72時間以上動作すること。

オ 地震や振動による浮動転倒を防止するために、放送用マイクは本装置に直接固定又は耐震対策を施して取り付けること。

カ 緊急一括スイッチには、誤操作防止の為にスイッチガード等を備えていること。